

令和4年第12回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和4年12月22日（木） 午後4時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第12回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和4年第 12 回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	長谷川主査

	氏名・役職
5	上田主任

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第12回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、庄田（しょうだ）委員と、下村（しもむら）委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、令和4年第11回総会での議決事項に関する事務 処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和4年第11回総会での議決事項に関する事務処理状況 について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請8件については、11月25日付けで 許可書を交付しております。</p> <p>非農地証明願18件については、11月25日付けで証明書を 交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢 市農用地利用集積計画については、12月1日付けで公告して おります。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し て、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て上程いたします。 事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、粟五地区から1件、森本地区から2件、合計3件の 申請がありました。</p> <p>番号1は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するもの です。</p> <p>番号2は、農地と山林の交換のため、所有権を移転するも ののです。</p>

	<p>番号3は、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、3件で、面積は合計920㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち、番号3につきましては、西村委員から申請があった案件でございます。審議の公正を期すため、西村委員は農業委員会法第31条第1項の規定に準じ、ご退席をお願いします。</p> <p>(西村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち番号3については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号のうち番号3については、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>それではここで、西村委員に、ご着席いただくこととします。</p> <p>(西村委員 着席)</p> <p>次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について のうち番号1及び番号2に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)

太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち番号1及び番号2については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号のうち番号1及び番号2については、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページ及び3ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から4件、小坂地区から1件、潟津地区から1件、合計6件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号4は、いずれも賃借権の設定を伴う送電線鉄塔撤去のための工事作業用地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、番号1及び番号4は、北陸鉄道浅野川線の駅から500m以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2は、水管・ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路に接道し、500m以内に2つの医療機関があることから第3種農地と判断されます。</p> <p>番号3は、農地の広がりやが10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されません。</p> <p>番号2は、第3種農地のため原則許可できるものと考えます。その他の申請地についても、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。</p>

	<p>番号5は、使用貸借による権利の設定を伴う農家分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地であります。現在除外申請中であり、除外後は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に接道し、500m以内に医療機関及び小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号6は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線の駅から300m以内にあることから第3種農地と判断されますので原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、6件で面積は合計4,428㎡です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、東委員から調査結果をご報告願います。</p>
東委員	<p>12月15日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから6ページです。</p> <p>今回、森本地区から9件、犀川地区から4件、合計13件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号9は、いずれも山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>番号10から番号13は、いずれも山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃していたところ、自然災害により農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、番号1から番号8は12月13日、北本委員に、番号9は同日、北村委員に、番号10から番号13は12月16日に井口会長に、それぞれ申請のとおり山林化または被災していることを確認いただいています。</p> <p>以上、13件で面積は合計3,218㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について</p>

	<p>上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は7ページから10ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、小坂地区から1件の申し出がありました。賃借権を設定する、契約期間が6年の再設定で、面積は合計5,680.00㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、安原地区から2件、川北地区から1件、小坂地区から1件、浅川地区から2件、合計6件の申し出がありました。賃借権を設定する契約期間が10年の新規設定が4件、使用貸借による権利を設定する契約期間が10年の新規設定が2件で、面積は合計13,782㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務</p>

	局から報告願います。
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから17ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計861㎡、第5条が17件で、面積は合計9,423.46㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は18ページです。</p> <p>届出件数は1件で、面積は合計4,098㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

	<p>それでは、議案第5号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命について、ご説明します。議案書は1ページから3ページです。</p> <p>農業委員会が次期の農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たって、その候補の選考を補助するために設置する評価委員会の委員を任命するもので、要綱に基づくものです。</p> <p>2ページ及び3ページの要綱と併せてご覧ください。まず、評価委員会の設置については、第6条で規定されております。</p> <p>次に、評価委員会の所掌事務については、第7条で規定されており、農業委員会による推進委員の選考を補助するため、農業委員会が定める評価基準に基づき、推進委員の推薦・応募申込書に記載された事項及び必要に応じて行う面接に係る事項について評価を行っていただきます。</p> <p>評価委員会の組織については、第8条で規定されており、農業委員4人以上で組織すること、委員は農業委員のうちから農業委員会が任命すること、任期は任命の日から被推薦者及び応募者が推進委員に委嘱される日までとすることとなっております。このため、任期は来年7月20日までとなります。</p> <p>なお、前回までは運営委員から2名、推進委員の担当地区から各1名の農業委員6名、合わせて8名が任命されております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問はございませんか。</p>

	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは、12月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。</p>

	ます。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。